

【別表】対象となる農業機械・施設等（下記に記載がないものについてはご相談ください。）

事業名及び区分		補助対象施設等
生産管理 施設導入 事業	管理施設	乗用又は自走式管理機（田植え機、茶摘採機、トラクター、耕運機、コンバイン及びバインダーをいう。）、乗用又は自走式草刈り機（ハンマーナイフモア含む。）、は種機、定植機、肥料・堆肥散布機、粉碎機（チップパー）、茶摘採機（R3000に限る。）又は農業用ドローン
	生産施設	養液栽培施設及びイチゴ高設栽培施設（ハウス及び培地を除くプラント施設に限る。）、果樹用棚、遮光用棚又は電照栽培施設
	農産物被害防止施設	防風ネット又は防虫ネット
	灌水施設	自動灌水施設（点滴灌水施設含む。）
	防除施設	無人防除機、乗用型防除機又は動力噴霧機
	環境制御施設	自動天窓、自動カーテン、暖房機（炭酸ガス発生機を含む。）、空調機（ヒートポンプを含む。）、チラー、制御盤、循環扇、換気扇又はハウスまきあげ換気装置
	運搬作業施設	クローラー等専用運搬機（トラック等一般車両を除く。）、モノレール、小型バックフォア、フォークリフト、パワーリフター、アルミブリッジ又はアシストスーツ
	育苗施設	イチゴ底面給水式育苗施設及び夜冷育苗施設（ハウス建物及び培地を除くプラント施設に限る。）又は育苗ベンチ
	農業IT化推進施設	屋外・屋内監視計測システム又はスマート農業用関連機械器具
加工貯蔵 販売施設導 入事業	処理・加工施設	乾燥・調整機（製茶関連機械を除く）、処理・加工所建物、製粉機又は農産物加工機械器具
	販売施設	農産物販売所建物（無人販売機含む。）
	出荷調整施設	貯蔵庫、選別機（選果機含む。）、農産物出荷調整機械器具（袋詰機及び結束機を含む。）、冷蔵庫（保冷库及び予冷库を含む。）、冷凍庫又はハンドクレーン
	家畜排泄物処理利用 施設	堆肥生産用機械器具
先進的技術 導入事業	開発的かつ先行的技術による施設で、市長が特に認めるもの	